

デジタル教科書の著作権問題を議論

●D i T T が関係者交えシンポジウム

教科書会社や情報端末メーカーなどを会員とする一般社団法人デジタル教科書教材協議会

(D i T T、会長=小宮山宏元(東京大学総長))はこのほど、東京・赤坂でシンポジウム「円滑な著作物利用の実現に向けて」を開催し、D i T T著作権ワーキンググループ(WG)の中間報告を発表し、関係者と意見交換を行った。

デジタル教科書をめぐっては、文部科学省の検討会議が昨年12月に最終報告をまとめ、新学習指導要領に合わせて紙の教科書と併用する形で教科書使用義務を果たす教材と認めるなどを提言したが、著作権問題に限つても写真などに紙の教科書とは別に著作物の利用許諾を得なければならず、費用が二重に掛かるなど、課題は山積している。

「教育版J A S R A C」を目指す

初めに、D i T T理事の菊池尚人(一般社団法人融合研究所代表理事)が、中間報告の内容を紹介した。

デジタル教科書の実現に向けては、超党派による「教育における情報通信(I C T)の利活用促進をめざす議員連盟」が「学校教育における情報

化の推進に関する法律」案の提出を目指している。

一方、政府の知的財産戦略推進本部は5月に決定した知的財産推進計画2017の中で、教育的情報化を推進するために▽4月の文化審議会著作権分科会報告書を受け、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、新たに補償金請求権の権利制限規定を整備するなど必要な措置を講ずる▽著作物の掲載が必要な限度で認められるよう、必要な措置を講ずる――などを提言している。

D i T Tとしても12年の「デジタル教科書法案概要」策定を契機に関係者と議論を重ねてきており、著作権WGもその流れで設置した。中間報告は「デジタル教科書教材の適切な流通／権利者への正當な対価／システム化による簡便な処理」の三つを方針とし①組織化(権利者団体と包括的に向き合う教材制作の団体をつくり、権利者団体や教育機関と補償金や権利処理方法などの協議を進め)②システム化(権利者・教材制作者・利用者が簡便に権利処理できるシステムの仕組みをつくり、実証を行う)③啓発(著作物の正しい利用について学校・教育委員会の研修・啓発を行う)

菊池理事は「教育版J A S R A C(日本音楽著作権協会)をつくりたい、というのがD i T Tの思いだ。放送番組の権利処理機関づくりも10年かかったが、教育分野は10年も待てない」と説明し、今後、データベースやアーカイブの実証を行つていきたい考えを明らかにした。



――のアクションを掲げている。

菊池理事は「文化庁長官房著作権課の秋山卓也課長補佐が、「I C T活用教育における著作物利用の円滑化に関する検討状況」を報告した。告書の時点で「10年來の課題」として授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを検討したが、権利者への不利益に配慮が必要なことなどを理由に、結論には至らなかつた。その後、14年度に文化審議会で検討を再開。教育関係団体の意見が集約でき、権利者の理解も得られたことから、今年4月に同分科会報告書をまとめ、著作権法の改正案提出を目指すことになつた。

文化審議会は、08年1月にまとめた報告書の時点では「10年來の課題」として授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを検討したが、権利者への不利益に配慮が必要なことなどを理由に、結論には至らなかつた。その後、14年度に文化審議会で検討を再開。教育関係団体の意見が集約でき、権利者の理解も得られたことから、今年4月に同分科会報告書をまとめ、著作権法の改正案提出を目指すことになつた。

著作権処理が円滑に行えなかつたり、権利処理の要否が判断できなかつたりするのは▽権利者に相談しても許諾を断られる▽権利者検索に時間がかかる▽連絡先が不明だつたりする▽権利処理までに時間がかかる▽教育機関と権利者団体の間に法解釈のガイドラインがない▽教育機関の著作権法に関する理解が不十分――といった現状があるからだ。

そこで報告書は、学校での著作物利用について①公衆送信を権利制限の対象とする②新たに権利を示し、補償金も教育分野には優遇することが考慮されよといとした。

総務省出身で民進党(当時)に所属する高井議員(同)は、法改正には「野党も異論はない」として、デジタル教科書が紙と同等の位置付けになるよう尽力する姿勢を強調した。

中村専務理事は、著作権をめぐる最大の課題は「分かりにくいことだ」と指摘。これまで権利者、製作者、利用者という「専門家の中で処理されてきた」著作権が、すべての人に関わる時代になつてきたことを、デジタル教科書問題が象徴しているとした。

議論の中で毛利所長は、教育目的だから著作権をゼロにしろというのは「ナンセンスだ」と述べ、創造的なものに敬意を払う教育も今後ますます重要なことになると指摘した。



実務上の課題にも対応を

この後、石戸奈々子事務局長(N P O 法人CANVAS理事長)の司会でパネルディスカッションが行われた。登壇したのは菊池理事、秋山課長補佐に加え、文理編集企画室の工藤紗貴子氏(学研教育総合研究所委嘱研究員)、ベネッセコーポレーションの小林圭一郎コンプライアンス本部著作権担当部長、高井忠志衆院議員

制限の対象とする公衆送信には補償金請求権を付与する③教育団体や教育機関に、著作権法の研修・普及啓発の徹底と充実を要請する④ガイドライン策定に向けて関係者の取り組みを進めるよう要請する――を提言した。

秋山課長補佐は、報告書でも、制度改正に伴うワンストップの補償金管理システム(枠組み)の導入が契機となつて、著作物利用を円滑化するプラットフォーム(基盤)に発展することを期待していると紹介した。

この後、石戸奈々子事務局長(N P O 法人CANVAS理事長)の司会でパネルディスカッショ�이行われた。

小林部長も、教科書や入試問題では著作物の無断利用が可能ななのに、その二次利用には事前許諾が必要であり、引用された英文などの出所が不明だつたり改変されたりすることも加わつて、利用できないリスクがデジタル化によつてますます増大することに懸念を表明。包括的で合理的な権利処理の仕組みが構築されることにより、円滑で適法な利用が促進されることに期待をかけた。

毛利所長は、これまで「教室の中」であれば教育目的として著作物の無断利用が認められてきたことに対して、今や「学び方が学校で大きく変わつてゐる」と指摘した。例えば児童生徒がデジタルコンテンツを収集して魅力的なプレゼンテーション資料を作成し、外部に発信することも有効な学習になつてゐるが、著作権がネットになると「外に出せなくなる」。一方、現場の教員にとつても、著作権を意識し過ぎて利用を萎縮してしまひ、魅力ある授業が展開できること態も起りかねない。「せつかくデジタルになるのなら、著作権(問題)をうまく解決して、魅力ある教科書に